

5 ステップリスクアセスメントリーフレット



INDG163(第2版)、2006年6月に実効あるリスクアセスメントを取り入れて改訂
原資料の所在：
<http://www.hse.gov.uk/pubns/indg163.pdf>

このリーフレットは、職場における安全衛生上のリスクアセスメントを実施する手助けとなることを目的としている。

リスクアセスメントは、労働者と事業を守るだけでなく、法令遵守の点でも、重要なステップである。リスクアセスメントを行うと、職場で実際に問題となるリスク、すなわち現実には危害をもたらす可能性のあるリスクに注目することができる。多くの場合、簡単な措置でリスクを十分に防止できる。たとえば、液体がこぼれたらすぐ拭き取れば、そこを通る人もすべらずに済むし、戸棚の引出はいつも閉めておけば、人がぶつかるのを防ぐことができる。ほとんどの場合、この種の簡単で費用のかからない、しかし効果的な措置を講じることで、事業者の最も重要な資産、すなわち労働者を守ることができる。

法律では、事業者がすべてのリスクを除去することは期待していないが、「合理的に実施可能な範囲で」事業者が人々を保護することを義務付けている。このリーフレットでは、この目的を効率的に実現する方法について説明している。

ここで説明する方法が唯一のリスクアセスメントの実施方法というわけではなく、特により複雑なリスクや環境を対象とする場合には、ほかにも優れたさまざまな方法がある。ただし多くの企業にとっては、ここで説明する方法が最も簡単な方法であるとHSEは考える。

リスクアセスメントとは？

リスクアセスメントとは、危害を防止するのに十分な予防措置をすでに講じているかどうか、それとも危害を防止するためにさらに措置を講じる必要があるかどうかを判断するために、作業中に人々に危害をもたらす可能性を注意深く吟味することである。労働者やその他の人々は、合理的な防止手段が講じられていないことが原因で生じる危害から保護される権利を有する。

災害と疾病は人命を奪う場合があるだけでなく、生産物の逸失や機械類の損傷、保険料の負担増、さらには裁判所への出頭義務などによって、事業にも大きな損失をもたらす。事業者には、職場においてリスクアセスメントを実施し、リスク防止計画を実施する法的義務がある。

職場のリスクアセスメントの実施方法

このリーフレットで説明する次の 5 つのステップに従って実施する。

-  **ステップ 1**
ハザードを特定する
-  **ステップ 2**
誰がどのような危害を受ける可能性があるか見極める
-  **ステップ 3**
リスクを評価し、予防措置について検討する
-  **ステップ 4**
調査結果を記録し、予防措置を講じる
-  **ステップ 5**
リスクアセスメントを見直し、必要に応じて修正する

リスクアセスメントのプロセスは、必要以上に複雑にしないことが大切である。多くの企業では、何がリスクかはすでによく知られていて、必要な防止手段の実施も容易である。たとえば、重量物を運搬する従業員がいて腰を痛める可能性がある、あるいは従業員がすべったりつまづいたりしやすい場所があるといったことは、事業者ならすでに知っている可能性が高い。もしそうなら、従業員が負傷するのを防ぐために合理的な予防措置がすでに講じられているかどうかをチェックする。

小規模な組織体を経営していて、どんなリスクがあるかよく分かっている場合には、事業者自身がアセスメントを実施することができる。この事業者は必ずしも安全衛生の専門家である必要はない。

大企業を経営する事業者の場合は、安全衛生のアドバイザーに支援を要請するとよい。もし自信がなければ、適任者に助力を仰ぐ。いずれにしても、事業者はリスクアセスメントのプロセスに従業員またはその代表を必ず参加させる必要がある。従業員やその代表は、実際に作業がどのように行われているかについて有益な情報を持っているため、こうした情報がリスクアセスメントをより完全で効果的なものにするからである。ただし、アセスメントが適切に実施されているかどうかを監督する責任は、あくまで事業者にあることを忘れてはならない。

リスクアセスメントについて考えるときは、次のことをしっかりと念頭に置く。

- **ハザード**とは、危害をもたらす可能性のあるあらゆるものをいう。たとえば、化学物質、電気、はしご上での作業、開いた引出などがハザードである。
- **リスク**とは、上に挙げたハザードやその他のハザードによって、高いにせよ、低いにせよ、誰かが危害を受ける可能性と、実際に危害を受けた場合の重大さの程度の両方をあわせて示すものである。

ステップ 1 ハザードを特定する

最初に、人々がどのような危害を受ける可能性があるか見極める必要がある。毎日同じ場所で働いていると一部のハザードを見落としがちになるので、重要なハザードを特定するためにも次の点に注意する。

- **職場を巡回し、常識的に考えて危害をもたらすと思われるものを探す。**
- **従業員またはその代表に意見を聞く。**従業員やその代表は、事業者がそれと意識していないことでも、すでに気付いている場合がある。
- **HSE のウェブサイト(www.hse.gov.uk)にアクセスする。**HSE では、ハザードの発生場所やハザードの防止方法について各種の実践的な指針を刊行物として公開している。こうした指針では、各業種に関係の深いハザードについて、さらに詳しい情報を掲載している。
- **HSE のインフォライン(Infoline) (Tel: 0845 345 0055)に電話し、どのような出版物が役に立つかアドバイスをもらうか、または職場の健康ホットライン(Workplace Health Connect) (Tel: 0845 609 6006)に問い合わせる。**職場の健康ホットラインは、中小企業の経営者や従業員を対象に、労働安全衛生に関する実践的アドバイスを提供する無料のサービスである。
- **事業者団体に加盟している場合には、その団体に問い合わせる。**多くの事業者団体が、非常に有益なガイダンスを作成している。
- **化学物質や機械設備については、化学物質安全データシートやメーカーの取扱説明書をチェックする。**これらの資料は、当該物質や設備のハザードを見極め、ハザードの本来の性質を明らかにするのに大いに役立つ。
- **過去の災害と疾病の記録を調べると、見落としがちなハザードの特定に役立つことがある。**
- **安全面でのハザード同様、健康に影響を及ぼす長期的ハザード(たとえば高レベルの騒音、有害物質へのばく露)についても、見落とさないようにする。**

ステップ 2 誰がどのような危害を受ける可能性があるか見極める

ハザードの各々について、危害を受ける可能性があるのは誰かを見極める必要がある。この作業は、最良のリスクマネジメント方法を選択するのに役立つ。実際のやり方としては、危害を受ける可能性のある全員の名前をリストアップするのではなく、集団を特定する(たとえば、「貯蔵室で働いている人々」、「通行人」など)。

それぞれの場合について、どのような危害を受ける可能性があるか、すなわち発生する可能性のある傷害と疾病の種類を見極める。たとえば、「棚への積み上げを担当する従業員は、繰り返し箱を持ち上げることで腰痛を生じるおそれがある」など。

次の点に注意する。

- 新入社員、若年者、出産後の女性や妊婦、障害者など、特別な配慮の必要な一部の労働者は、それぞれに該当するリスクにさらされる可能性がある。
- 一部のハザードについては、特別に配慮をする必要がある。
- 清掃作業員、来訪者、請負業者、保守要員など、常に職場にいるとは限らない人。
- 作業によって危害を受けるおそれのある一般公衆。
- 職場を共同で使用している場合には、共同で使用している相手企業側に自社の作業がどのような影響を与えるか、また相手側の作業が自社および自社の従業員にどのような影響を与えるかを検討し、関係者と意見を交わす必要がある。
- 対象者に見落としがないかどうか従業員に確認する。

ステップ 3

リスクを評価し、予防措置について検討する

ハザードを特定したら、特定したハザードに対して何をなすべきかを決める必要がある。法律では、人々を危害から守るために「合理的に実施可能な」あらゆることを行うことが義務付けられている。その内容は事業者が各自の判断で決めることもできるが、最も簡単な方法は、現在行っていることと優良事例 (good practice) とを比較することである。

優良事例についての情報源はたくさんあり、HSE のウェブサイト (www.hse.gov.uk)、HSE のインフォライン (Infoline) (Tel: 0845 345 0055)、職場の健康ホットライン (Workplace Health Connect) (Tel: 0845 609 6006) が大いに役立つはずである。

まず最初に、現在行っていることに着目し、どのような防止措置を実施しているか、社内の作業がどのように行われているのかを調べる。次に、これを優良事例と比較し、標準を満たすためにすべきことがまだあるかどうかを判断する。その際においては、次の点を検討する。

- ハザードを完全に除去できないか？
- ハザードを完全に除去できない場合、リスクをどう防止すれば、危害がまず起こらないようにできるか？
- リスクを防止する場合は、可能な限り、次に掲げる順序にしたがって、以下の原理を適用する。
- リスクのより少ない選択肢を試す (たとえば、有害性のより低い化学物質に切り換える)。
- ハザードとの接触を防ぐ (たとえば、ガードを設置する)。
- ハザードへのばく露を低減させるような作業方法に変更する (たとえば、歩行者と車両の通過道との間にフェンスを設置する)。
- 個人用保護具を支給する (たとえば、防護服、保護靴、眼鏡など)。
- 厚生用設備を用意する (たとえば、汚染除去のための応急処置用設備および洗浄用設備)。

安全衛生の改善には必ずしも多額の費用がかかるわけではない。たとえば、見通しの悪い曲り角にミラーを設置することは、交通事故の防止に役立つので、リスクに比べればコストが低い予防措置といえる。簡単な予防措置を講じることを怠ると、災害が発生した場合の代償は高いものとなる。

事業者として提案していることが確実に実行に移されて、新しいハザードの生じることがないように、従業員の参加を得ることが大事である。

ステップ 4

調査結果を記録し、予防措置を講じる

リスクアセスメントの結果を実行に移すと、従業員への対応や事業運営の面で、それまでとは大きな差が出てくる。

リスクアセスメントの結果を記録し、これを従業員と共有すると、結果を実行に移すことに積極的になれる。従業員数が 5 人未満の事業者の場合は結果を記録する必要はないが、たとえば社内に変更が生じた場合にあとから見直すことができるといった点で、結果を記録することは有益である。

結果を記録するときは簡潔な記述を心がける。たとえば、「散らかったくずにつまづく: ゴミ入れを置き、従業員に指示をし、整理整頓されているか毎週チェックしている」、「溶接ヒューム: 局所排気装置を設置し、定期的に点検している」など。

HSE ではリスクアセスメントが完全なものであることを期待していないが、リスクアセスメントは適切かつ十分なものでなければならない。事業者は、次のことを明示する必要がある。

- 適切なチェックを行ったこと。
- 影響を受ける可能性のある人に実際に質問を行ったこと。
- 影響を受ける可能性のある人数を考慮しつつ、すべての重要なハザードを対象にしたこと。
- 予防措置の内容が合理的で、残存リスクが低いこと。
- リスクアセスメントのプロセスに従業員またはその代表を参加させたこと。

このリーフレットの最後に雛形があるので、これを印刷して利用することができる。

多くの企業がそうだが、改善すべき点が(効果の大小は別として)多数見つかることがある。その場合には、事業者は全部を一度に実施しないことが大切である。具体的には、最も重要なものから順に対処するためのアクションプランを作成する。安全衛生監督官は、改善へ向けてきちんと取り組んでいる企業の努力を正しく評価できる。

優れたアクションプランは、しばしば次のような各種の方策の組み合わせである。

- 速やかに実施できる少数の低コストまたは簡便な対策。通常は、より信頼性の高い防止措置を講じるまでの暫定的な解決策として実施する。
- 災害や疾病を引き起こす可能性が高いリスクに対する長期的解決策。
- 最悪の結果をもたらす可能性があるリスクに対する長期的解決策。
- 残存リスクとこれらのリスクをどう防止するべきかに関する従業員の教育訓練についての取り決め。
- 防止措置の実施効果が確実に確保されるための定期的チェック。
- 責任の所在の明確化。どの措置を誰が担当し、いつまでに終わるのか明記する。

大切なのは、優先順位付けを行って、最も重要なものから着手することである。アクションを 1 つ終わるたびに、アクションプランの当該アクションに、完了したことを示す印を付ける。

ステップ 5

リスクアセスメントを見直し、必要に応じて修正する

変化のない職場はまれである。企業活動においては、新しい装置や化学物質、作業手順の導入はつきものであって、これらのものが新しいハザードをもたらす可能性がある。したがって、現在実施している内容の見直しを継続的に行うのは有意義なことである。事業者は、毎年ごとを目安に、以前のリスクアセスメントが適切かどうかを見直し、改善が前進していること、少なくとも後退はしていないことを確認する必要がある。

具体的には、以前に実施したリスクアセスメントに再度目を通す。何か変わっているところはないだろうか。まだ改善の必要な点はないだろうか。従業員が問題を指摘していないだろうか。災害やヒヤリハット事例から学んだことはないだろうか。このような自問自答をしながら、リスクアセスメントが最新の状況を反映したものになっているかどうかを確認する。

事業に携わっていると、リスクアセスメントの見直しをつい忘れてしまいがちだが、そのことに気付くのは実際に何か問題が起きてからであって、その時は手遅れの場合が多い。したがって、リスクアセスメントを見直す日を今すぐ自分の予定に組み入れて、年間行事の一つとして書き留めておくといよい。

同じ年度内であっても、大きな変更があった場合には、躊躇することなくリスクアセスメントを見直し、必要であれば修正を加える。可能であれば、変更を計画する際にリスクアセスメントについても考慮しておくのがベストであり、そうすることにより、事業者自身としてもより柔軟に対応することができる。

よくある質問とその回答(FAQ)

仕事の内容がよく変わる場合や、事業者(またはその従業員)の作業現場が次から次へと移動する場合はどうするのか？

合理的に予測できるハザードを特定し、これらのハザードに起因するリスクを対象にアセスメントを行う。ほとんどの作業に関しては、このような一般的なアセスメントが大いに役立つはずである。作業や現場が変わっても、新しいハザードやこれまでとは異なるハザードを対象に個別にアセスメントを行えばよい。最初から全部やり直す必要はない。

職場を共同で使用している場合はどうするのか？

共同で使用している相手の事業者や自営業者に対し、自社の作業がもたらす可能性のあるリスクがもしあるなら、そうしたリスクと実際に講じている予防措置を伝える。また、相手企業が自社の職場にもたらすリスクについても考える必要がある。

事業者に雇用されている従業員に責任はあるか？

ある。従業員は、事業者の安全衛生向上の取り組みに協力し(たとえば、支給された保護具を着用するなど)、また従業員同士で助け合う法的義務がある。

従業員のうちの一人の置かれている状況が変わったとき、どうするのか？

リスクアセスメントに再度目を通す必要がある。従業員が出産後の女性や妊婦の場合、作業によっては好ましくないものがあるため(重量物の持ち上げ、化学物質を用いる作業など)、個別対応でリスクアセスメントを実施しなければならない。従業員が障害者になった場合は、そのことに対処するための合理的な調整を行わなければならない。大手術を受けた後に職場復帰した従業員の場合も、特別な配慮が必要になることがある。状況が変化しても、これを直視する姿勢を持てば、事業者と従業員にとってどうすることが最善か、たいていの場合はすぐにわかるはずである。

すでに一部のリスクについてアセスメントを実施している場合はどうするのか？

たとえば、有害化学物質を使用していて、すでに健康に対するリスクのアセスメントを実施し、「有害物質管理規則(Control of Substances Hazardous to Health Regulations: COSHH)」で義務付けられた予防措置を講じている場合、これらのリスクについては「チェック済み」と見なして、アセスメントを進めてよい。

困ったときは

困ったときは、豊富に用意されているさまざまな情報を活用してほしい。法的要件や各種基準の詳細については、HSE のウェブサイト (www.hse.gov.uk) を参照するか、または下記の (HSE Books から入手可能な) 刊行物を参考にしてほしい。

『安全衛生の手引き: 中小企業の安全衛生 (*An introduction to health and safety: Health and safety in small businesses*)』リーフレット INDG259 (第 1 版) HSE Books 2003 (1 部だけなら無料)

『労働安全衛生の要点 (*Essentials of health and safety at work*)』(第 4 版) HSE Books 2006 ISBN 0 7176 6179 2

職場の健康ホットライン (Workplace Health Connect) (Tel: 0845 609 6006) でも相談を受け付けている。職場の健康ホットラインは、中小企業の経営者や従業員を対象に、労働安全衛生に関する実践的アドバイスを提供する無料のサービスである。

ウェブサイト: www.workplacehealthconnect.co.uk

[illegible]

さらに詳しく知りたいときは

HSE の有料、無料の出版物を郵送で注文する場合の宛先は次のとおりである。HSE Books, PO Box 1999, Sudbury, Suffolk CO10 2WA Tel: 01787 881165 Fax: 01787 313995

ウェブサイト: www.hsebooks.co.uk (HSE の有料出版物は書店でも入手でき、無料のリーフレットは HSE のウェブサイト www.hse.gov.uk/pubns からダウンロードできる。)

安全衛生に関する情報については、HSE のインフォライン (Infoline) Tel: 0845 345 0055 Fax: 0845 408 9566 Textphone: 0845 408 9577 e-mail: hse.infoline@natbrit.com を利用するか、書面の場合には HSE Information Services, Caerphilly Business Park, Caerphilly CF83 3GG 宛に問い合わせしてほしい。

このリーフレットに含まれている優良事例に関する注記は、強制的なものではないが、事業者として何をする必要があるか考える際に参考になるはずである。

このリーフレットは、HSE Books から 10 部入り有料パック (ISBN 0 7176 6189 X) を購入できる。1 部なら無料で HSE Books から入手可能である。

© *Crown copyright* この出版物は、広告、宣伝、または商業目的で使用する場合を除いて、自由に複製できる。初版 2006 年 6 月。出版元が HSE であることを明記のこと。

刊行: 英国安全衛生庁 (Health and Safety Executive) INDG163 (第 2 版) 2006 年 6 月